

**「労務費に関する基準」の運用方針（案）に関する
パブリックコメントの募集について**

令和 7 年 11 月 17 日
国 土 交 通 省
不 動 産 ・ 建 設 経 済 局
大臣官房参事官（建設人材・資材）

令和 6 年通常国会において成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 49 号）において、中央建設業審議会が「労務費に関する基準」（以下「本基準」という。）を作成・勧告（建設業法第 34 条）することとされました。

国土交通省では、同審議会による本基準の勧告と合わせ、本基準に基づく価格交渉を進める際の留意点等の詳細を示すことを予定しております。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

労務費に関する基準の運用方針案（別紙）

2. 意見募集期間

令和 7 年 11 月 17 日（月）～令和 7 年 11 月 28 日（金）（必着）

3. 意見送付要領

次のいずれかの方法（（１）、（３）については別紙の意見提出様式）にて日本語にてご記入の上、送付願います。

（１）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：hqt-roumuteam1@gxb.mlit.go.jp

国土交通省不動産・建設経済局 大臣官房参事官（建設人材・資材） パブリックコメント担当 宛

（２）電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

意見提出フォームに必要事項を記載し提出してください。

（３）郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省不動産・建設経済局 大臣官房参事官（建設人材・資材） パブリックコメント担当 宛

- ※ 件名に「『労務費に関する基準』の運用方針（案）に関する意見」と明記してください。
- ※ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。（匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

(別添)

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課 パブリックコメント担当 宛て
「労務費に関する基準の運用方針案」に対する意見

(フリガナ) 氏 名	
住 所	
所 属	(団体名) (部署名)
電話番号	
メールアドレス	
意 見	(意見対象文書)
	(該当箇所 (ページ数))
	(意見)
	(理由)

【お問い合わせ先】

- ・「労務費に関する基準」の運用方針（案）について
国土交通省(03-5253-8111)不動産・建設経済局 大臣官房参事官（建設人材・資材）（内線 24-866、24-836）